

平成三十年九月

平成三十年九月文京区議会議案

文
京
区

目次

| | | |
|---------|---|-----|
| 議案第十 七号 | 文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | 1 頁 |
| 議案第十 八号 | 文京シビックセンター非常用発電機設置その他改修工事請負契約 | 3 頁 |
| 議案第十 九号 | 公園再整備工事（文京区立六義公園）請負契約 | 5 頁 |

議案第十七号

文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年三月文京区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「文京区長の選挙の場合に限る。」を削る。
第六条中「（文京区長の選挙の場合に限る。）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される文京区議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された文京区議会議員の選挙については、なお従前の例による。

(説明)

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部改正に伴い、区議会議員の選挙におけるビラの作成の公費負担に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第十八号

文京シビックセンター非常用発電機設置その他改修工事請負契約
右の議案を提出する。

平成三十年九月四日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京シビックセンター非常用発電機設置その他改修工事請負契約

文京シビックセンター非常用発電機設置その他改修工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京シビックセンター非常用発電機設置その他改修工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金八億千万円
- 四 契約の相手方 関電工・松下産業・北陸建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都港区芝浦四丁目八番三十三号

株式会社関電工

取締役社長 森戸義美

構成員 東京都文京区本郷一丁目三十四番四号

株式会社松下産業

代表取締役 松下和正

構成員 東京都文京区千石四丁目三十番五号

北陸電気工事株式会社東京支店
執行役員支店長 高道雅之

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から平成三十三年三月十六日まで
- 二 支出科目等 平成三十年 一般会計 総務費 施設管理費
- 平成三十一年 債務負担行為
- 平成三十二年 債務負担行為

議案第十九号

公園再整備工事（文京区立六義公園）請負契約
右の議案を提出する。

平成三十年九月四日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

公園再整備工事（文京区立六義公園）請負契約

公園再整備工事（文京区立六義公園）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 公園再整備工事（文京区立六義公園）
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金三億三千四百八十万円
- 四 契約の相手方 日比谷・グリーン産業建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都港区三田四丁目七番二十七号

株式会社日比谷アメニス

代表取締役 小林定夫

構成員 東京都文京区湯島二丁目二番十六号御茶ノ水クロスビル七階

グリーン産業株式会社東京支店

専務取締役東京支店長 磯部久人

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から平成三十一年七月十六日まで
- 二 支出科目等 平成三十年 一般会計 総務費 防災対策費
土木費 公園緑地費

平成三十一年度 債務負担行為